

(自治会用)事業者登録調査票(別添)

1 はじめに

クリーンセンターでは、今後の自治会から市施設に持込まれるごみの減免手続きについて、メールによる申請等を推奨しています。

そこで、以下の質問及び情報提供に御協力ください。

A 減免の手続きがメールで可能である。

  

B 減免の手続きがメールでは不可能である

2 以下にチェックをお願いします。

A 別紙の「自治会活動に伴うごみの処理について」(A3・2つ折り)を読み内容を理解しました。

B 別紙の「イベントごみの減量と適正処理に取り組みましょう」

(A3・2つ折り)を読み内容を理解しました。

3 ごみ搬入の担当者について、当てはまるところにチェックしてください。

A 原則自治会長になります。

B 原則減量等推進員になります。

C 排出のたびに代わります→主に( )

4 廃棄物が出る主な理由について、

以下に当てはまるものすべてにチェックしてください。

A 夏祭りなどの催事でごみ

B 自治会館など自治会管理施設の清掃でごみ

C 環境政策課で行っている地域清掃でごみ

D 集積所に不適切に出されたごみの清掃でごみ

E その他(具体的に: )

(裏面あり)

5 自治会活動で出る、市施設に搬入できる主なごみの種類について、  
以下にチェックしてください。

A 燃やすごみ(生ごみ、割り箸、再生できない紙など)

B ペットボトル、容器包装プラスチック

C 粗大ごみ(可燃性)(座布団、カーペット、ベニヤ板など)

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |

注1 **「燃やさないごみ」「粗大ごみ(不燃性)」は市施設に搬入できません。**

**ただし、ペットボトルと容器包装プラスチックは、1日各1袋ずつの  
直接搬入のみ市施設に搬入できます。**

注2 資源物は集団回収で出してください。

自己搬入登録番号

自治会名